

平成 2 7 年

# 議会運営委員会記録

平成 2 7 年 3 月 1 0 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成27年3月10日(火曜日)  
午後 4時00分 開会 午後 4時31分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

|       |            |         |            |
|-------|------------|---------|------------|
| 委員 長  | 齊 藤 秀 雄 議員 | 副 委 員 長 | 吉 田 けさみ 議員 |
| 委 員   | 阿 部 かをる 議員 | 委 員     | 待 鳥 美 光 議員 |
| 議 長   | 菅 原 満 議員   | 副 議 長   | 栗 原 次 男 議員 |
| 委員外議員 | 金 井 伸 夫 議員 | 委員外議員   | 赤 松 祐 造 議員 |

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長     | 松 本 武 洋 | 副 市 長   | 大 野 健 司 |
| 企 画 部 長 | 山 崎 悟   | 総 務 部 長 | 橋 本 久   |
| 総 務 課 長 | 喜 古 隆 広 | 職 員 課 長 | 田 中 康 一 |
| 秘書広報課長  | 大 野 久 芳 |         |         |

◇事務局職員

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 郡 司 孝 行 | 議会事務局次長 | 伊 藤 英 雄 |
| 議事課長補佐 | 平 川 京 子 | 主 任     | 芹 澤 奈 美 |

◇本日の会議に付した案件

追加議案の説明について  
議員提出議案の確認について

午後 4時00分 開会

○齊藤秀雄委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

なお、会議には議長とオブザーバーとして副議長、委員外議員2名に出席を求めていますことを報告いたします。

本日の案件は、追加議案の説明について、議員提出議案の確認です。

初めに、市長より挨拶を求められています。

松本市長。

○松本市長 議会開会中のお忙しい中、お時間をおとりいただきまして、まことにありがとうございます。本日は、議案第24号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて及び議案第25号、平成26年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第6号）を本定例会へ追加提案することとなりましたので、その説明をさせていただきます。

議案第24号については、今回の改正は、平成26年8月7日に出された人事院勧告を受け、職員の給与制度の総合的見直しを行うものであります。

この見直しは、民間賃金の低い地域における国家公務員の給与の官民格差を是正し、地域間の賃金格差について地域手当の支給割合で調整していくことを基本とするものであります。当市におきましても、この人事院勧告の給与制度の総合的見直しに準じ、給与改定を実施いたします。

議案第25号については、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ76万4,000円を追加するものであります。これは、国の補正予算により創設された、地域住民生活等緊急支援のための交付金、地域消費喚起・生活支援型及び地方創生先行型について、交付額が確定したことにより、増額するものであります。また、今年度中に事業終了が見込めない事業として、通学路緊急安全対策事業の用地取得費について繰越明許費とするものであります。

なお、議案の詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○齊藤秀雄委員長 休憩します。（午後 4時01分 休憩）

再開します。（午後 4時02分 再開）

平成27年3月17日付で、市長から、議案第24号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて、議案第25号、平成26年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第6号）が提出されました。

提出議案の説明を総務部長、お願いします。

橋本総務部長。

○橋本総務部長 お疲れのところ申しわけございません。それでは、本定例会、最終日に追加上程をさせていただきます議案2件について説明をさせていただきます。

初めに、議案第24号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて説明をいたします。

今回の改正は、平成26年8月7日に出された人事院勧告を受け、職員の給与制度の総合的見直しを行うものでございます。

この総合的見直しは、民間賃金の低い地域において、国家公務員の給与が民間賃金を上回っているという官民格差を是正するため、全国共通の給料表を民間賃金の低い地域の水準まで引き下げ、地域間の賃金格差は地域ごとに決定される地域手当の支給割合で調整していくことを基本とするものでございます。当市におきましても、この人事院勧告の給与制度の総合的見直しに準じ、給与改定を実施いたします。

主な改正内容といたしましては、まず、平成27年4月から、職員給料表の水準を平均2.4%引き下げることとし、引き下げの配分は、50歳台後半層の職員が多く在職する高位号給で最大6.59%の引き下げとする一方、初任給に係る号給につきましては引き下げを行わないなど、若年層に配慮した改定となっております。

また、給料表の見直しに伴い、新たな給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を給料として支給することとしております。いわゆる現給保障というものであります。

手当に関する見直しといたしましては、給料表の引き下げに伴い、地域手当の支給割合を見直し、現行の12%を3年間で段階的に15%まで引き上げ、また、持ち家にかかる住居手当につきましては、現行7,000円であったものを3年間でやはり段階的に2,000円まで引き下げ、さらに、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、やむを得ず平日の深夜において勤務した場合においても、管理職員特別勤務手当を支給することといたします。

改正する条例は、職員の給与に関する条例、和光市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の給与関連条例3件となります。

次に、議案第25号、平成26年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第6号）について説明をいたします。

今回の補正については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ76万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ242億4,688万7,000円とするものでございます。

歳入については、国の平成26年度補正予算により創設されました、地域住民生活等緊急支援のための交付金、地域消費喚起・生活支援型及び地方創生先行型について、それぞれ交付金が確定したことにより、増額しております。

歳出については、商工費の地域住民生活等緊急支援事業で、プレミアム付商品券発行業務委託料を、土木費の道路管理事業で、市内防犯カメラ設置工事をそれぞれ増額しております。

また、今年度中に事業終了が見込めない事業として、通学路緊急安全対策事業で、市道124号線及び市道365号線道路整備に伴う用地取得費について繰越明許費とするものでございます。

○齊藤秀雄委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。(午後 4時07分 休憩)

再開します。(午後 4時17分 再開)

議案第24号について、3月17日火曜日、第24日、閉会日の議事日程に追加し、議案・陳情に対する討論、採決の次に議題とし、提案説明後、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告をとらずに行い、採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、議案第25号について、同じく、3月17日火曜日、第24日、閉会日の議事日程に追加し、議案第24号の採決の次に議題とし、提案説明後、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告をとらずに行い、採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に進みます。

議員提出議案についてです。

前回の議会運営委員会で、会派での内容確認を依頼しております。今回の提出議案について、2月19日の議会運営委員会で議長から提出するに至る経緯を含めて提案いたしておりますが、今一度、議長から内容について発言願います。

議長。

○菅原満議長 今回の和光市議会委員会条例の一部改正に当たっては、全国市議会議長会から標準市議会委員会条例の一部改正についてということで、通知が来ております。これは、地方自治法の第121条が平成11年に改正されておまして、その際に「法令又は条例」が、「法律」に改正されておりますので、それに合わせた改正でございます。施行日は平成27年4月1日で、法律に合わせた内容にするということでございますので、御理解ください。

○齊藤秀雄委員長 ただいま議長から説明がありました。各会派から御意見がありましたら承ります。この議案については、文言等この内容での変更ということになりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、和光市議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについては、議案第26号として副議長提案で提出することに決定しました。

この議案第26号は、3月17日火曜日、第24日、閉会日の議事日程に追加し、議案第25号の採決の次に議題とし、提案説明後、委員会付託を省略して、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。副議長提案ですので、質疑、討論は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に進みます。

総務環境常任委員会で陳情第3号が賛成多数で採択されたことに伴い、常任委員会で調整が図られた意見書案、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中止を求める意見書案をお手元に配付しております。この意見書案第1号は、陳情第3号が採択された場合に議員提案として提出されます。

よって、採択された場合は、同じく3月17日火曜日、第24日、閉会日の議事日程に追加し、議案第26号の採決の次に議題とし、提案説明後、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしということで、そのように決定しました。

次に進みます。

議事運営の確認です。明日3月11日水曜日、14時46分に全ての被災者に対して1分間黙禱を捧げることと決定しておりますので、確認の程よろしくお願いいたします。よろしいですね。

〔「はい」という声あり〕

次に進みます。

議会だよりに係る2回目の事前打ち合わせと議運の日程調整をお願いします。

休憩します。（午後 4時22分 休憩）

再開します。（午後 4時30分 再開）

2回目の打ち合わせは、4月9日木曜日、朝9時半から、議運は、4月15日水曜日、朝9時からとり行います。よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

本日の案件は全て終了しました。その他何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午後 4時31分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 秀 雄